

補助金調書

補助金名	映像を通じた誘客促進事業補助金			担当課 (連絡先)	経済観光文化局新産業振興部コンテンツ振興課 (TEL092-733-5171)
交付先	団体	映像事業者		区分	その他の補助金
交付先決定方法	公募	(公募の場合) 公募時期	・1期 令和7年4月8日～令和7年4月25日 ・2期 今秋ごろ		
(公募の場合) 応募要件	(1) 日本の法令に基づく法人格を有する団体。 (2) 作品の制作等を円滑に遂行するために必要な定款又は規約若しくは組織人員等を有しかつ資金等についての十分な経理・管理能力を有している団体(次の①から③までを満たしていること)。 ① 団体の意思を決定し、執行する機関が確立されていること。 ② 自ら経理し、監査する等会計組織を有すること。 ③ 団体活動の本拠として事務所を有すること。				
(非公募の場合) 非公募の理由	/				
補助開始年度	R7	年度	経過年数	1	年度
補助金の目的 及び 補助対象事業	福岡市内で撮影または制作される実写及びアニメーションを誘致することにより地域経済の活性化を図るとともに、作品を通して福岡市の魅力を国内外に発信し、知名度・魅力の向上、及び観光誘客に寄与することを目的とする。 補助対象事業は映像作品で、主な要件は以下のとおり。 (1) 劇場、テレビ又はインターネット配信等で公開される作品で、交付決定の日から5年以内に公開等されること。 (2) 実写(映画、ドラマ、ドキュメンタリー)やアニメーション作品。 (3) 作品の舞台の一つとして登場するか、主要なロケ地が福岡市であること。				
補助金の終期	R11	年度	延長回数	0	回
終期を延長する理由	/				
交付対象経費及び補助金の算定方法等	定率	【補助対象経費、補助金額の算定方法・考え方】 福岡市内での撮影や制作に直接関係する経費の最大2分の1を補助 例:ロケ地利用料 市内スタッフの人件費 宿泊費、交通費 等			
(間接補助の場合) 間接補助とする理由 及び再交付先への配 分基準、審査基準	【間接補助の理由、再交付の配分基準・審査基準】				
交付状況等 【上段:交付件数】 【下段:決算】 (※1)	当該年度	前年度	前々年度	前々々年度	
	件 10,000 千円	件 千円	件 千円	件 千円	
前年度補助事業 の主な実施概要	/				
補助金交付 による効果	福岡市内で映画やドラマ等大規模な作品が撮影されると、多くの撮影隊が来福するため、宿泊費や食費、車両代等の直接経済効果が大きく見込め、かつ、作品が公開されることでロケ地の街なみ等が広く認知され、観光客集客に繋がる。				

※1:金額総額であり、複数の団体等に交付している場合、個々の団体等への交付額等を示すものではありません。なお、当該年度は当初予算額を記載しております。また、前年度決算額について、補助額の確定が未了のものは、交付件数および交付決定額を外数として()書きで記載しております。